

第 6 章

停戦への道・講和への道：ロシアとウクライナの 死活的利害と妥協点はどこにあるのか

慶應義塾大学法学部教授 大串敦

はじめに

ロシア・ウクライナ戦争が始まって丸 3 年が経過し、4 年目に突入したが、アメリカでのトランプ政権の成立により、にわかに停戦の動きが活発化している。本エッセイは、現在行われている停戦への動きをにらみつつ、現在ロシア、ウクライナ双方が何を求めているのか（戦争目的）、妥協の余地はあるのかをレビューするものである。本戦争で（少なくともロシア側からみると）ウクライナと並んで当事者に近いものになっているアメリカの動向にも若干言及する。なおエッセイの性格上注記は最小限にとどめているが、事実関係についてはロシアとウクライナのニュースサイトに多くを負っている。

一般に、戦争が終わるには、1. どちらかの側の完全勝利、2. 停戦（戦争原因の除去を伴わないまま戦闘行為が停止される）、3. 政治決着（戦争原因に関しても一定の合意がなされる）のいずれかを通してなされるとされる¹。完全征服や無条件降伏による決着（上記の 1）を別にする、手続き的には、停戦の合意をへて（上記の 2 を行う）、講和条約の締結（上記の 3 を行う）ことが多いが、停戦の段階でも双方の条件の折合いが必要であり、停戦まで長い時間を要したり、講和条約締結に至らない場合も多々ある（朝鮮戦争など）。また、政治決着が、講和条約の締結まで至らず、重要な紛争点を残す場合もある（「北方領土問題」など）。ここでは、まずロシアとウクライナが何を求めているか確認したうえで、停戦に向けた妥協点はあるのか、その先の講和への道があるのかを考察する。

ロシアの戦争目的

この戦争の最大の論争点の一つは、ロシアの戦争目的にある²。これまで、プーチン自身の発言を含め、挙げられてきたものには、1. ウクライナにおける民主的政治の発展への懸念、2. ウクライナもその一部とみなす「ロシア世界」（ルーシ世界）の拡大、3. ウクライナの「非ナチ化」、4. ウクライナの非軍事化、5. ロシア系住民の保護、6. ドンバスの保護、7. ウクライナの中立化（NATO 非加盟）、8. 領土の獲得まで、さまざまな戦争目的が含まれる。このうち、1 は西側の研究者によって主張されることもあるが、根拠に乏しい³。「革命」がたびたび生じ、その都度経済が崩壊する国の政治体制に脅威を抱くことはあまり考えられない。2 の論拠にしばしばなってきたのは、プーチンによる 2021 年 7 月の論文「ロシア人とウクライナ人の歴史的一体性について」である⁴。確かに、この論文の中でプーチンはウクライナに西側でなく、元来一体であったロシア側に接近することを訴えている。ただし、この論文は、軍事力行使に至る以前のウクライナ国民への呼びかけ、という性格を持っているとも考えられる。プーチンが「ロシア世界」の再統合といった意思を持っていることを否定することはできないが、それが軍事力行使に直接結びつくかどうかはわからない。また、「ロシア世界」の全面的再統合を行う資源をロシアが持っていないので、長期的な戦略目標としてはともかく、今回の戦争で一息に達成することは不可能な目的である。

プーチン自身の 2022 年 2 月 21 日のドネツク、ルガンスクの両人民共和国の国家承認演説と 24 日の「特別軍事作戦」開始宣言で直接言及されたのは、3、4、5、6 である⁵。理屈建てとしては、国家承認したドンバスの二人民共和国がウクライナ政府によって攻撃されているために、相互援助条約に基づき「特別軍事作戦」を行うとした。このうち 3 の「ネオナチ」への言及は徐々に行われなくなった（しかし、最近でも時折言及される）。おそらく当初はゼレンシキー政権を「ネオナチ」政権とみなし、その打倒を「非ナチ化」として狙っていたと考えられるが、現在ではキーウに侵攻して直接打倒することを狙っているようには見えない。5 と 6 は、ロシア系住民がドンバスに多いことを考えると、ほぼ類似した目的であると考えられる。そして、ドンバスおよびクリミアの確保のためにはヘルソンとザポリージャも獲得する必要があるので、8 の四州（ロシア側の論理に従うと二人民共和国と二州）の獲得要求が出てくる。さらに、プーチンの国家承認演説でも強調されていたのは、ウクライナが事実上 NATO 軍事基地化している点であり、この領土獲得要求は、クリミア半島（セバストポリ）をはじめとした黒海でのロシアの軍事的安全保障の確保を含んでいるとみなせる。また、ウクライナに対する NATO 非加盟要求（中立化要求）も、そうした安全保障上の要求と考えられる。

元来、ドンバスの人民共和国をロシアが支えてきたのは、ウクライナの NATO 加盟阻止のための梃子として利用するためであった。すると、ロシアの第一の優先順位は安全保障の確保で、NATO 加盟阻止とウクライナがロシアの軍事的脅威とならない非軍事化はそこから派生した目的といえる。実際、2022 年 3 月のイスタンブール交渉で、ロシア側が最もこだわったのが、ウクライナの中立化であった点は、ウクライナ側の参加者も認めている。仮にウクライナ側がこの点に関して譲歩できるとするならば（実際イスタンブール交渉では譲歩した）、停戦への障害は、中立化し軍事力も制限されたウクライナの安全はいかに保証されるのかにあり、ここに依然として大きな溝がある。

譲歩を強いられるウクライナ

開戦直後のゼレンシキー政権の目標は開戦前までの境界線までロシア軍を押しかえすことであったが、その後ウクライナは侵攻に対して強靱な抵抗を示し、それを受けたゼレンシキー政権はドンバスやクリミアを含めた領土の全面奪還（1991 年の国境線までの統治の回復）を目標に掲げた。しかし、2023 年の反転攻勢の失敗以降、全面奪還は不可能であることを受け入れざるを得なくなった。さらに 2024 年はロシア軍の陣地獲得が続き、軍事的な勝利を期待することはできなくなった。2025 年に入りロシア軍の進軍速度は落ちているが、大規模な反攻を期待できる状況ではない。

仮にウクライナが領土の奪還は当面断念する（法的に断念するのではなく北方領土問題のように事実上の占領を認める）ことも可能だとしても、停戦への障害は停戦後のウクライナの安全はいかに保証されるのかであり、ゼレンシキー自身がもっとも執着してきた点である。イスタンブール交渉破綻の最大の原因もここにあり、ウクライナがアメリカやイギリスの合意を得ることなく、停戦後の安全にイギリスやアメリカが関与し保証する案にロシアと合意しようとしたことに、イギリスのジョンソン首相（当時）が反発したためイスタンブール合意は破綻したと言われている⁶。その後、アメリカでのトランプ政権の方針が示されるまで、ゼレンシキー政権はウクライナの NATO 加盟によって、停戦後の安全を確保しようと試みていた。しかしながら、トランプ政権はウクライナの NATO 加盟は認めない方針を示し、NATO 諸国にもアメリカに依存せず、ヨーロッパ諸国自身での防衛の負担を求めるようになった。ウクライナは NATO 加盟以外の方法で、安全の保証を求めるほかなくなった。

4 月 10 日現在伝えられるところでは、トランプ政権の仲裁案は、段階的な停戦（エネルギー施設への双方の攻撃停止から空と海上での戦闘の停止、次いで全面的な停戦）を求めながら、ロシアの事実上の占領を容認する、ウクライナは大統領選挙を行い正統性のある大統領を選出する（ゼレンシキー外しを意図していると考えられる）、アメリカはウクライナ領内にある地下資源へのアクセスを得て、その利益の多くをアメリカに還流する、というものである⁷。ここには、ウクライナの安全の保証がいかにしてなされるのかの案は含まれない。ウクライナ側は抵抗を示したが、軍事援助の停止をちらつかせたトランプに押し切られるような形で、さしあたりこの案を飲まされている（もっともウクライナ議会での承認含め、この案への抵抗が行われているように見える）。そこで英仏が中心となり、停戦監視に有志連合を派遣する案が提唱されたが、これにはポーランドをはじめとしたウクライナの近隣諸国

は消極的な反応を示しており、仮に英仏で数万人程度の兵を派遣できても、長い戦線を監視するのに十分ではなく、欧州諸国に停戦監視の能力はない。現状では、ウクライナは大幅な譲歩をアメリカからも要求され、それを受け入れざるを得ない状態にある。

ロシアの反応

他方、ロシア側はそうした状況を理解したうえで、現在までのところ停戦受け入れを拒否していると考えられる。仮に停戦をするとしてだれが監視をするのか、NATO 加盟を絶対拒否しているロシアが英仏中心の有志連合による停戦監視を受け入れる余地は乏しいし、有志連合にその能力がないことも見越している。また大統領選挙の実行（ゼレンスキー外し）に関しては、ゼレンスキー政権の意向とは別に、米口では意思が共有されている⁸。加えて、ウクライナの非軍事化も要求しており、停戦後、ウクライナ軍の規模制限を求めている。これは、ミンスク合意破綻に関するロシア側の一方的教訓が反映されている。メルケル独元首相がミンスク合意はウクライナを強力にするための時間稼ぎだったと発言したことがあるが、今回は停戦後にそれを許さない、ということであろう。さらに、領土に関しても、事実上の占領の容認ではなく、新国境が国際的に承認されることを求めているといわれる。これは、クリミア半島を併合した後、国際的な承認が得られなかったことで、西側からの制裁を恐れるロシア企業がクリミア現地での経済活動を手控え、クリミア経済の再生に大きな支障があったことを踏まえた要求だろう⁹。とはいえ、これらの要求は本来停戦の合意段階ではなく、その後の講和の段階（政治決着の過程）で議論されるべき事項である。ウクライナが大きな譲歩を強いられることを承知で、要求を最大限釣り上げているように考えられる。

以上を整理すると、1. ウクライナの安全の保証、2. ロシアの領土要求のつり上げが停戦への障害になっている。1 に関して、欧米諸国による停戦監視が不可能であれば、その能力があるのは中国かもしれない。ただし、これに対して欧米諸国の受け入れ可能性が限りなく少ないし、中国にその意思があるのかも不明である。それでも、中国軍による停戦監視にはロシアは反対しにくだけでなく、中国軍にはロシアは手出しすることが困難であるため、ウクライナの安全の確保にもつながりやすいといえる。2 に関しては、私見では、ロシアは駆け引きとして高い要求をしているので、ロシアの要求が下がる可能性も、逆にウクライナやヨーロッパ諸国の合意がないままトランプ政権が新国境を容認してしまう（すなわち、新領土でもロシア企業がアメリカからの制裁は恐れず経済活動が可能になるばかりでなく、アメリカ企業も占領地での経済活動を行う）可能性もあるように思われる。

停戦後の問題

この現状では、停戦に向けた何らかの妥協が行われるとすれば、アメリカ、ロシア（さらには潜在的可能性としては中国）による大国のみの取引によってなされる可能性が高い。ウクライナ自身の主体性はおおよそ無視される。停戦後、講和の交渉に主体的にかかわれるのかも疑わしい。この事態は第二次世界大戦終戦時のヤルタ会談での英米ソの取引か、18 世紀末のロシア、ハプスブルグ、プロイセンによるポーランド分割を想起させる。これは、冷戦終焉期に夢見られた自由主義的国際協調の幻想を完全に打ち砕くものであるが、長きにわたって国際政治の常態であったともいえる。ウィーン体制やヤルタの平和の教訓を踏まえれば、このような大国政治を大戦争に至らせないためには、大国間の軍事力の均衡だけではなく、大国間によるゲームのルールの共有、勢力圏の相互承認、国際政治における価値の多元性の承認が必要となろう。加えて、中小国が大国の勢力圏からの自立を求めて、大国間の力のバランスをいたずらに変更するような行動を自制する、極めて保守的な行動原理も要請される。ロシアと西欧の狭間にある脆弱な旧ソ連諸国はこの要請を満たすことができるだろうか。

¹ Samuel Charap and Miranda Priebe 'Avoiding a Long War: U.S. Policy and the Trajectory of the Russia-Ukraine Conflict', Expert Insights, RAND (January 2023). <https://www.rand.org/pubs/perspectives/PEA2510-1.html>

² この問題を扱った論考として、伊東孝之「ロシアがウクライナで戦う理由は何か」『世界』2024年3月、216-23頁；Samuel Charap and Khrystyna Holynska, 'Russia's War Aims in Ukraine: Objective-Setting and the Kremlin's Use of Force Abroad', Rand Research Report (2024). https://www.rand.org/pubs/research_reports/RRA2061-6.html; DOI: <https://doi.org/10.7249/RRA2061-6>.

³ Robert Person and Michael McFaul, 'What Putin Fears Most', Journal of Democracy, Vol. 33, No. 2 (2022), pp. 18-27.

⁴ President of Russia website, <http://kremlin.ru/events/president/news/66181>.

⁵ President of Russia website, <http://kremlin.ru/events/president/news/67828> ; <http://kremlin.ru/events/president/news/67843>.

⁶ Samuel Charap and Sergey Radchenko, 'The Talks That Could Have Ended the War in Ukraine', Foreign Affairs Online, 16 April 2024.

⁷ [5月15日付記] その後、トランプ政権側の和平案とされるものが一部メディアで報道され、クリミア半島をロシア領であると法的にもアメリカは承認するものであったという。この案に対しロシア側は内々に合意していたとみられるが、ウクライナ側は激しく抵抗したとみられる。5月15日現在、依然としてどのような和平案でまとまるのかは不明である。

⁸ [5月15日付記] その後、ロシア側はさしあたりゼレンスキーと交渉するように方針を転換したように見える。

⁹ 松里公孝は「ロシアの銀行と企業が国際制裁を恐れてクリミアには支店、支社を開かな」かったと述べる。松里公孝『ウクライナ動乱』ちくま新書、2023年、259頁。